

事務連絡
平成30年3月28日

各地方厚生局健康福祉部医事課 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課
医療観察法医療体制整備推進室

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第83条第2項の規定による医療に要する費用の額の算定方法等の留意事項について

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第83条第2項の規定による医療に要する費用の額の算定方法等の一部を改正する件」等については、平成30年4月1日より適用されることとなったところであるが、今般、それらの取扱いについて、下記のとおりとしたので、ご了承ください。

記

(問1) 遠隔地加算について

- ① 「最も合理的な通常経路及び方法」とはどのような意味か。
- ② 4月1日以降に加算の対象となる場合は、4月1日以降から算定できるのか。

(答)

- ① 国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第140号)第7条に規定する内容を指している。具体的には、別添に指定入院医療機関ごとの算定の可否一覧を作成したので、参照いただきたい。
- ② 貴見のとおり。ただし、退院の申し立てを行っている場合は算定できない。

(問2) 今回の改正で、新たに提出する必要があるものはどの届出か。

(答)

- ① 今回の改正で名称等が変更されたが、既に平成30年3月31日において届出がされている指定医療機関であれば、新たに届出が必要ないもの

医療観察認知療法・認知行動療法 <u>ロ</u>	→	医療観察認知療法・認知行動療法 <u>イ</u>
医療観察認知療法・認知行動療法 <u>ハ</u>	→	医療観察認知療法・認知行動療法 <u>ロ</u>
通院対象者社会復帰 <u>連携</u> 体制強化加算	→	通院対象者社会復帰体制強化加算

② 新たに施設基準が創設されたことにより、平成 30 年 4 月以降において当該点数を算定するに当たり届出が必要なもの

・（様式 13）医療観察 24 時間対応体制加算（基準告示第 3 に規定する地域）に係る届出書

※従来通り、単独の医療機関が医療観察 24 時間対応体制加算を算定するために、様式 12 を既に平成 30 年 3 月 31 日において厚生局に届出がされている指定医療機関であれば、新たに届出が必要ない

